第三弾の申請が始まりました！

北海道 お米・牛乳 子育て応援事業 第三弾

申請期間　6月30日(月)まで

北海道では、食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るため、平成18年4月2日から令和7年6月1日までにお生まれの子どもがいる道内の子育て世帯に、北海道産のお米や牛乳が購入できる商品券などを支給する「北海道お米・牛乳子育て応援事業(第三弾)」を実施しています。

1世帯当たり5,240円相当で、

①4,840円分のお米券と400円分の牛乳贈答券のセット

②米と牛乳が購入できる5,240円分の電子クーポン

③北海道産米「ななつぼし」5.5kgから選べます。

支給対象は、(1)道内で対象児童と同居している世帯（2）道内で対象児童だけで構成する世帯(3)保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯となります。

申請が必要ですので、6月30日(月)までにお忘れなくご申請ください。

なお、第二弾の支給品を受給されている世帯で、住所や家族構成に変更がない場合、本人確認書類不要の簡易申請が可能です。詳細は、4月上旬に郵送しているダイレクトメール(はがき)をご確認ください。(第二弾の登録住所から転居されている世帯にはダイレクトメールが届きませんのでご了承ください。)

詳しくはホームページをご確認ください。
https://hkd2025kosodate-ouen.jp/

電子申請は**スマホ**が便利！

問　専用窓口　☎011-350-8680
(午前9時～午後5時)

戸籍に氏名のフリガナが記載されるようになります

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行された後、本籍地の市区町村から皆さんに戸籍に記載される予定のフリガナに関する情報を通知いたしますので、届きましたらフリガナに誤りがないか確認してください。

なお、豊浦町に本籍がある皆さんには8月頃に通知予定です。

Point

○誤っている場合は必ず届出をしてください。(手数料はかかりません)
　マイナポータルでオンライン届出も可能です。
○正しいフリガナが通知された場合は、届出をする必要なく、
　戸籍に記載されます。
○届出をしなくても罰則はありません。

戸籍制度マスコットキャラクター　**コセキツネ**

詐欺にご注意ください！

フリガナの届出に当たって**法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。**

戸籍のフリガナについて、詳しくは法務局HPをご覧ください。
https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html

【お問合せ】町民課 町民係 ☎ 83-1406・1407